

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 7 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 3 条の 6 中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 3 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 3 条の 6 の 1 0 中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 3 条の 1 0 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 4」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改め、同条第 2 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改める。

第 1 9 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 2 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同条第 3 項および第 4 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 5 項中「6 5 万円」を「6 6

万円」に，「２４万円」を「２６万円」に改め，同条第６項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

附 則

- １ この条例は，令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第１３条第１項，第１３条の６，第１３条の６の５第１項，第１３条の６の１０，第１３条の１０第１項，第１９条および第１９条の４の規定は，令和７年度以後の年度分の保険料について適用し，令和６年度分までの保険料については，なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の所得割等の賦課割合および基礎賦課限度額等を改定し，ならびに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため